

○大阪大学外国語学部卒業認定に関する内規

平成 23 年 2 月 3 日

制 定

最近改正 平 29. 3. 3

(趣旨)

第 1 条 この内規は、大阪大学外国語学部規程（以下「学部規程」という。）第 17 条に定める外国語学部における卒業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業の要件)

第 2 条 学部規程第 17 条に定める「所定の期間」は、4 年とし、3 年次以降の在学期間を 2 年以上含むものとする。

2 学部規程第 17 条に定める「所定の授業科目」は、大阪大学外国語学部履修規程に定める授業科目とする。

(卒業の時期)

第 3 条 卒業の時期は、学年末とする。ただし、卒業の要件を満たした者で、外国語学部長が特に認めたものについては、春～夏学期末とすることができるものとする。

(卒業判定対象者)

第 4 条 卒業判定は、卒業判定を行う外国語学部教授会が開催される月に休学期間のない者を対象として行うものとする。

(春～夏学期末卒業)

第 5 条 春～夏学期末までに卒業の要件を満たす見込みがある者で、春～夏学期末卒業を希望するものは、4 月 30 日までに春～夏学期末卒業認定願（以下「卒業認定願」という。）を外国語学部長に提出しなければならない。

2 前項の卒業認定願を提出した者が、春～夏学期末卒業を取りやめようとするときは、7 月 31 日までに外国語学部長に卒業認定願の取り下げを申し出なければならない。

3 学部規程第 14 条の規定による修得単位により、春～夏学期末までに卒業の要件を満たすこととなる者で、春～夏学期末卒業を希望するものは、4 月 30 日までに、当該他の大学等において履修した授業科目について修得した単位の認定願（以下「留学単位認定願」という。）及び卒業認定願を外国語学部長に提出しなければならない。この場合において、留学単位認定願の提出前に春～夏学期末卒業認定願を提出することはできないものとする。

4 卒業論文の単位が未修得の者で、春～夏学期末卒業認定願を提出するものに係る大阪大学外国語学部卒業論文に関する規程の適用については、「10 月 31 日」とあるのは、「4 月 30 日」とし、第 5 条 1 項中「1 月 20 日」とあるのは、「7 月 20 日」とし、同条第 2 項中「1 月 31 日」とあるのは、「7 月 31 日」とする。

5 卒業認定願を提出した者（第 2 項の規定により卒業認定願の取り下げを申し出た者を

除く。)が、春～夏学期末において卒業の要件を満たすときは、外国語学部教授会の議を経て、外国語学部長が卒業を認定する。

附 則

この内規は、平成 23 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。